

# 令和3年第4回(9月)定例会

## 議案参考資料

### 【単行議案】

議第 72 号 教育委員会委員の任命について・・・・・・・・・・・・	1P
議第 73 号 人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・	2P
議第 74 号 財産区管理委員の選任について・・・・・・・・	3P
議第 75 号 宮津市職員等の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について・・・・	4P
議第 76 号 宮津市個人情報保護条例及び宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	11P
議第 77 号 宮津市民体育館条例の一部改正について・・・・・・・・	15P
議第 78 号 宮津市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について・・・・	17P
議題 79 号 過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	19P

議案参考資料  
令和3年9月定例会

議第72号	教育委員会委員の任命について	区分	人事案件										
【提案の概要】			【政策等の背景・提案までの経過】										
<p>◆提案の趣旨・目的 教育委員会委員4人のうち1人の委員の任期が、9月30日で満了となるため、委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。</p>			<p>教育委員会委員は4人 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） (組織) 第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる。</p>										
<p>◆提案の概要 【選任予定者】</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td><td>田崎 浩二 (たさき こうじ)</td></tr> <tr> <td>生年月日</td><td>昭和46年12月29日</td></tr> <tr> <td>住所</td><td>宮津市宇惣939番地</td></tr> <tr> <td>任期</td><td>令和3年10月1日～令和7年9月30日</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>再任（現在1期目）</td></tr> </table>			氏名	田崎 浩二 (たさき こうじ)	生年月日	昭和46年12月29日	住所	宮津市宇惣939番地	任期	令和3年10月1日～令和7年9月30日	その他	再任（現在1期目）	【市民参加の状況】
氏名	田崎 浩二 (たさき こうじ)												
生年月日	昭和46年12月29日												
住所	宮津市宇惣939番地												
任期	令和3年10月1日～令和7年9月30日												
その他	再任（現在1期目）												
<p>◆参考【在任中の委員】 伊藤 正 令和2年10月1日～令和6年9月30日 (1期目) 尾崎里花子 平成30年10月1日～令和4年9月30日 (1期目) 藤井 陽子 令和元年10月1日～令和5年9月30日 (1期目)</p>			【政策等の効果及び費用】										
<p>◆提案の根拠法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 第4条 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p>			<p>■予算措置しているものについては、その額を記載 &gt;&gt;&gt; 千円</p>										
【第7次宮津市総合計画との整合】			【他の自治体の類似する政策との比較】										
重点プロジェクト	—												
テーマ別戦略	—												
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載 宮津市教育大綱・教育振興基本計画	担当課・係	添付資料											
	学校教育課 学校教育係 (45-1641)												

議案参考資料

令和3年9月定例会

議第73号

人権擁護委員候補者の推薦について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

法務大臣が委嘱する宮津市の人権擁護委員7人のうち、1人の任期（3年）が、12月31日で満了となるため、候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。

◆提案の概要【推薦予定者】

氏名	生年月日	住所	任期	その他
せきの けいじ 関野 報司	昭和29年5月28日	喜多1159	令和4年1月1日～ 令和6年12月31日	再任 (現在2期目)

◆参考（在任中の委員）

氏名	任期
泉 和美	令和3年1月1日～令和5年12月31日
大森日向子	令和元年7月1日～令和4年 6月30日
森島 順子	令和3年1月1日～令和5年12月31日
木村 佳子	令和元年7月1日～令和4年 6月30日
森垣 孝子	令和元年7月1日～令和4年 6月30日
本藤ひとみ	令和2年1月1日～令和4年12月31日

◆提案の根拠法令（人権擁護委員法）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
テーマ別戦略	—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

人権擁護委員は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に基づき、法務大臣が委嘱し全国の市町村に配置される公職。国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を探るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
市民環境課人権啓発係(45-1615)	

議案参考資料  
令和3年9月定例会

議第74号	財産区管理委員の選任について	区分	人事案件
-------	----------------	----	------

【提案の概要】

◆提案の要旨・目的

吉津財産区管理委員1人の任期(4年)が、令和3年9月17日で満了となるため、また、養老財産区管理委員に1人の欠員が生じたため、委員の選任について、財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要

【選任予定者】

■吉津財産区

氏名	生年月日	住所	任期	その他
こたに しげる 小谷 茂	昭和28年10月2日	須津726番地の2	R3. 9.18～ R7. 9.17	再任

■養老財産区

氏名	生年月日	住所	任期	その他
だいもん りつお 大門 律雄	昭和42年9月22日	里波見552番地	R6. 9.30まで	新任

◆提案の根拠法令

財産区管理会条例第3条第1項

(委員の選任)

第3条 委員は、当該財産区の区域内に引き続き3月以上住所を有する者で、宮津市の議員の被選挙権を有するもの(以下「被選挙権を有する者」という。)の中から、当該財産区においてあらかじめ選定した者を市長が議会の同意を得て選任する。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	一	担当課・係  農林水産課 産業基盤係 (45-1627)	添付資料
テーマ別戦略	一		

【政策等の背景・提案までの経過】

※財産区について

7財産区(上宮津、由良、栗田、吉津、世屋、養老、日ヶ谷)  
各財産区の委員定数は協議により次のとおりで、任期は4年間  
上宮津、由良、栗田、吉津、養老 各7人  
世屋 5人、日ヶ谷 6人

◇財産区管理条例第2条第2項及び第3項

第2条 前条の各財産区に、財産区管理会(以下「管理会」という。)を置く。  
2 管理会は、財産区管理委員(以下「委員」という。)7人以内をもって組織する。  
3 委員の定数は、市長が各財産区と協議して定めるものとする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

議案参考資料

令和3年9月定例会

議第75号

宮津市職員等の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和2年7月総務省通知を踏まえ、市民の負担軽減、行政サービスの効率化を図るため、本市の申請書等の押印規定を見直すもの。

◆提案の概要

1 宮津市職員等の服務の宣誓に関する条例の一部改正（第1条）

・宣誓書の押印を廃止

2 宮津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正（第2条）

・審査申出書等における押印を廃止

3 宮津市火入れに関する条例の一部改正（第3条）

・火入れ許可申請書における押印を廃止

（併せて、他の条例・規則等に合わせ、申請書の様式は別に定める取扱いとするもの。）

◆施行日

公布の日

【政策等の背景・提案までの経過】

・令和2年7月 総務省通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（地方公共団体への押印見直しの要請）

・令和2年12月 令和3年度税制改正の大綱において、国税と同様に地方税関係書類のうち納税者等の押印を求めていたものを原則、押印不要とされた。

・令和3年4月 市長の裁量で押印見直しが可能な手続の押印を順次廃止  
(R3.4.1 市の様式上で定めていたもの約650手続・  
R3.9.1 規則・要綱等で定めていたもの約20手続)

・令和3年5月 デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律公布

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

・総務省通知を踏まえ、全国的に進められているもの。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 職員係 (45-1603)

税務・国保課 国保年金係 (45-1616)

農林水産課 産業基盤係 (45-1627)

・新旧対照表

## 宮津市職員等の服務の宣誓に関する条例の一部改正

### 【第1条関係】

新旧対照表	
現 行	改正案
(服務の宣誓)	(服務の宣誓)
第2条 新たに職員等となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。	第2条 新たに職員等となった者は_____、別記様式による宣誓書を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。
2 (略)	2 (略)
別記様式	別記様式
※別記様式の新旧対象は別添のとおり	※別記様式の新旧対象は別添のとおり

別記様式

宣誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ、能率的に運営すべき貢務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

別記様式

宣誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ、能率的に運営すべき貢務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

宮津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

【第2条関係】

新旧対照表

現 行	改正案
(審査の申出)	(審査の申出)
第4条 (略)	第4条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。	(削る)
5 (略)	4 (略)
6 (略)	5 (略)
(口頭審理)	(口頭審理)
第8条 (略)	第8条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。	5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
6～8 (略)	6～8 (略)

## 宮津市火入れに関する条例の一部改正

### 【第3条関係】

新旧対照表

現 行	改正案
(許可の申請) 第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、 <u>様式第1号による申請書</u> 2通に、次 <u>の各号</u> に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (許可書の交付等) 第4条 市長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した <u>様式第2号による許可書</u> (以下「火入許可書」という。)を交付するものとする。	(許可の申請) 第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、 <u>火入許可申請書</u> 2通に、次____に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (許可書の交付等) 第4条 市長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した <u>火入許可書</u> _____を交付するものとする。
第16条 (略)  	第16条 (略) (その他)
	第17条 この条例に定めるもののほか、火入許可申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（略）

様式第2号（略）

(削る)

(削る)

## 宮津市職員等の服務の宣誓に関する条例等の一部改正

### 【附則】

新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

議案参考資料  
令和3年9月定例会

議第76号	宮津市個人情報保護条例及び宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <p>1 宮津市個人情報保護条例の一部改正（第1条）            ・情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が内閣総理大臣に変更されることに伴い、情報提供等記録の訂正をした場合の通知先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改める。            ・番号利用法第19条を引用している規定の号ずれ整理</p> <p>2 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（第2条）            ・番号利用法第19条を引用している規定の号ずれ整理</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年5月 デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）公布（R3.9.1施行）            ※法附則第41条の規定により番号利用法の一部改正</li> <li>令和3年5月 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）公布（R3.9.1施行）            ※法第55条の規定により番号利用法の一部改正</li> </ul>	
◆施行日 公布の日		【市民参加の状況】	
【第7次宮津市総合計画との整合】		【政策等の効果及び費用】	
重点プロジェクト	—	<p>■予算措置しているものについては、その額を記載 &gt;&gt;&gt; 千円</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
		総務課 情報推進係（45-1602）	・新旧対照表

## 宮津市個人情報保護条例の一部改正

### 【第1条関係】

新旧対照表

現 行	改正案
(開示等の請求に対する決定及び通知) 第22条 (略) 2～5 (略) 6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、 <u>総務大臣</u> 及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は <u>同条第8号</u> に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	(開示等の請求に対する決定及び通知) 第22条 (略) 2～5 (略) 6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、 <u>内閣総理大臣</u> 及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は <u>同条第9号</u> に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

## 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

### 【第2条関係】

新旧対照表

現 行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び <u>法第19条第10号</u> の規定に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び <u>法第19条第11号</u> の規定に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。
(特定個人情報の提供) 第4条 <u>法第19条第10号</u> の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。	(特定個人情報の提供) 第4条 <u>法第19条第11号</u> の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
2 (略)	2 (略)

宮津市個人情報保護条例及び宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

【附則】

新旧対照表

現 行	改正案
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

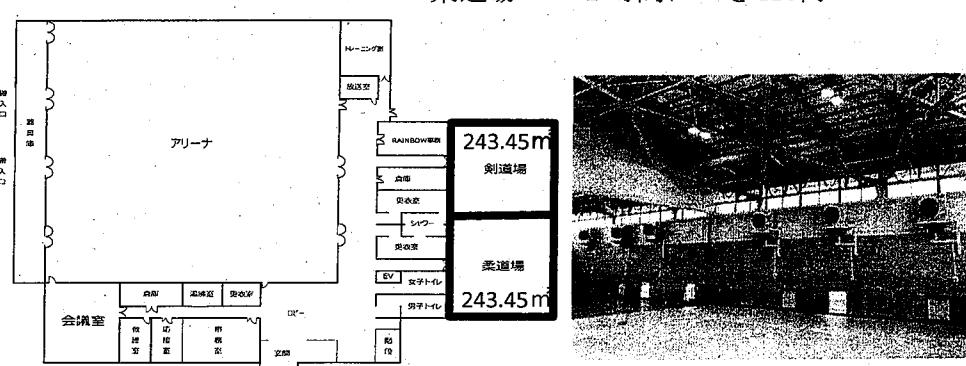
議案参考資料  
令和3年9月定例会

議第77号

宮津市民体育館条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】					
<p>◆提案の趣旨・目的 宮津市民体育館の柔・剣道場において、宮津会館からスポットエアコン(6台)を移設し利用環境の改善整備を行ったことに伴い、冷暖房料金を新たに規定するもの。</p>		<p>○昭和61年 宮津市民体育館整備 ○令和3年4月 宮津市民体育館(柔・剣道場)に宮津会館からスポットエアコン(6台)を移設。 ※現在は、柔・剣道場をワクチン集団接種会場として主に利用している。</p>					
<p>◆提案の概要 宮津市民体育館の柔・剣道場に設置した冷暖房装置の利用料金(上限額)を設定するもの。</p>		<p>【市民参加の状況】</p>					
<p>【冷暖房利用料金(上限額)】</p> <table border="1"> <tr> <td>剣道場</td> <td>1時間につき416円</td> </tr> <tr> <td>柔道場</td> <td>1時間につき416円</td> </tr> </table> 		剣道場	1時間につき416円	柔道場	1時間につき416円	<p>○市民体育館の利用者数            &lt;令和2年度&gt; 33,354人 ※剣道場4,595人、柔道場2,480人            &lt;令和元年度&gt; 62,888人 ※剣道場8,934人、柔道場4,977人</p>	
剣道場	1時間につき416円						
柔道場	1時間につき416円						
<p>◆施行日 公布の日</p>		<p>【政策等の効果及び費用】</p>					
<p>※参考            宮津市B&amp;G海洋センタ一体育館 595.4m<sup>2</sup>            冷暖房料 (上限額) 1時間当たり 1,019円</p>		<p>柔・剣道場に冷暖房設備を設置し、利用環境の向上を図ることにより施設の利用を促進し、市民の心身の健康を高め、スポーツを通じた人とまちの元気づくりにつなげるもの。</p>					
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p>		<p>■予算措置しているものについては、その額を記載 &gt;&gt;&gt; 千円</p>					
<p>重点プロジェクト</p>		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>					
テーマ別戦略	ふるさとを大切に学びを深めるまちづくり						
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載 第2期宮津市スポーツ推進計画</p>		<p>担当課・係</p>	<p>添付資料</p>				
		企画課 企画政策係(45-1664)	・新旧対照表				

宮津市民体育館条例の一部改正について

新旧対照表

現 行		改正案	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
1 (略)		1 (略)	
2 体育館冷暖房装置利用料金の上限の額		2 体育館冷暖房装置利用料金の上限の額	
使用場所及び区分		上限額	
会議室	冷房料	1時間につき 314円	
	暖房料	1時間につき 314円	
使用場所及び区分		上限額	
会議室	冷房料	1時間につき 314円	
	暖房料	1時間につき 314円	
剣道場	冷房料	1時間につき 416円	
	暖房料	1時間につき 416円	
柔道場	冷房料	1時間につき 416円	
	暖房料	1時間につき 416円	
<p><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>			

議案参考資料  
令和3年9月定例会

議第78号	宮津市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】			【政策等の背景・提案までの経過】
<p>◆提案の趣旨・目的 過疎地域における特別事業を行うために設置している基金に関して、根拠となる法律が新たに制定されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 基金条例名と設置規定（第1条）について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づくものに変更。</p> <p>◆施行日 公布の日</p>			H22.4 過疎地域自立促進特別措置法改正に基づき、宮津市が新たに過疎地域となる。 H23.3 宮津市過疎地域自立促進特別事業基金条例制定 R3.3 過疎地域自立促進特別措置法が时限立法の期限を迎える R3.4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行 R3.10 宮津市過疎地域持続的発展計画策定（予定）
【市民参加の状況】			【政策等の効果及び費用】
<p>宮津市過疎地域持続的発展計画に定める過疎地域持続的発展特別事業に必要な経費を基金として積み立てることで、計画的な事業執行を進め、持続的発展が可能な豊かなまちづくりを推進する。</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 &gt;&gt;&gt; 千円</p>			【他の自治体の類似する政策との比較】
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
宮津市過疎地域持続的発展計画（予定）		企画課 企画政策係（45-1664）	・新旧対照表

## 宮津市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案
<p>宮津市過疎地域自立促進特別事業基金条例 (設置)</p> <p>第1条 本市における過疎地域自立促進特別事業（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第2項の規定により定めた宮津市過疎地域自立促進計画に掲げる過疎地域自立促進特別事業をいう。）の推進を図るため、宮津市過疎地域自立促進特別事業基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第7条（略）</p>	<p>宮津市過疎地域持続的発展特別事業基金条例 (設置)</p> <p>第1条 本市における過疎地域持続的発展特別事業（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第2項の規定により定める宮津市過疎地域持続的発展計画に掲げる過疎地域持続的発展特別事業をいう。）の推進を図るため、宮津市過疎地域持続的発展特別事業基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第7条（略）</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

議案参考資料  
令和3年9月定例会

議第79号

過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が公布されたことに伴い、同法に伴う固定資産税の課税を免除する規定について、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

対象業種の追加及び対象要件の区分変更、引用法令等所要の改正

改正前（～R3.3.31）

改正後（R3.4.1～）

根拠法	過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法											
適用開始課税年度	平成23年度	令和4年度											
対象業種	製造業 旅館業（下宿営業を除く） 農林水産物等販売業	製造業 旅館業（下宿営業を除く） 農林水産物等販売業 情報サービス業等											
対象要件	青色申告書を提出する個人及び法人 国税で特別償却の適用を受けられること 取得価額2,700万円超 ※資本金の区分なし	青色申告書を提出する個人及び法人 国税で特別償却の適用を受けられること  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th rowspan="4">旅 館 造 業 業</th> <th>資本金</th> <th>取得価額</th> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超～ 1億円以下</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>農林水産物等販売業 情報サービス業等</td> <td>500万円以上</td> </tr> </table>	旅 館 造 業 業	資本金	取得価額	5,000万円以下	500万円以上	5,000万円超～ 1億円以下	1,000万円以上	1億円超	2,000万円以上	農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上
旅 館 造 業 業	資本金	取得価額											
	5,000万円以下	500万円以上											
	5,000万円超～ 1億円以下	1,000万円以上											
	1億円超	2,000万円以上											
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上												
設備要件	新設・増設	取得、製作、建設(増築、改築、修繕等を含む) ※資本金5,000万円超の法人は新設・増設に限る											
適用資産	家屋、機械及び装置、土地	家屋、機械及び装置、土地											
特例措置	課税免除(全額)	課税免除(全額)											
適用期間	課税開始年度から3年度分	課税開始年度から3年度分											

【政策等の背景・提案までの経過】

- H12.3 過疎地域自立促進特別措置法制定
- H22.4 過疎地域自立促進特別措置法改正に基づき、宮津市が新たに過疎地域に指定される
- H22.9 宮津市過疎地域自立促進計画策定  
過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例制定
- R3.3 過疎地域自立促進特別措置法失効  
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法公布
- R3.4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、引き続き宮津市が過疎地域に指定される

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- ・企業誘致の促進
- ・設備投資の促進

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
税務・国保課 税務係(45-1612)	・新旧対照表

◆施行日

公布の日（令和4年度課税分から適用）

※改正前の条例により課税免除が適用される場合は従前の例による

議第79号

## 過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案
<p>過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例 (趣旨)、</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第2項の規定により過疎地域として公示された本市の区域における法第31条に規定する</p> <p>固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の特例を定めるものとする。 (特例措置)</p> <p>第2条 市長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、農林水産物等販売業（法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対し、対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において</p>	<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における固定資産税の特例に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により宮津市が定める過疎地域持続的発展市町村計画（以下「宮津市計画」という。）に記載した同条第4項第1号の産業振興促進区域において、同項第2号の振興すべき業種に係る過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）に係る固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の特例を定めるものとする。 (特例措置)</p> <p>第2条 市長は、特別償却設備設置者</p> <p>に対する特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（宮津市計画の計画期間（以下「計画期間」という。）内におい</p>

て取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税の課税を免除するものとする。

2 (略)

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度の賦課期日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 新設し、又は増設した事業所の所在地

(4) 新設し、又は増設した固定資産の新設又は増設年月日 (土地にあっては、取得年月日)、種類及び取得価額

(5) 新設し、又は増設した事業所の従業者の数

(6) 新設し、又は増設した対象設備を最初に事業の用に供した年月日

(7) (略)

2 (略)

て取得等をしたものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税の課税を免除するものとする。

2 (略)

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度の賦課期日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 計画期間内に取得等をした事業所の所在地

(4) 計画期間内に取得等をした固定資産の取得等の年月日 \_\_\_\_\_、種類及び取得価額

(5) 計画期間内に取得等をした事業所の従業者の数

(6) 計画期間内に取得等をした対象設備を最初に事業の用に供した年月日

(7) (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における固定資産税の特例に関する条例の規定は、令和3年4月1日以後に取得等(同条例第1条に規定する取得等をいう。)をした者について適用し、同日前に改正前の過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例第

2条に規定する対象設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。